

# 福岡県公報

平成三十年三月二十日  
第三千九百七十六号  
増刊  
①

平成三十年三月二十日

福岡県知事 小川 洋

## 福岡県条例第一号

福岡県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

福岡県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

**第一条** 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第八十一条の二第一項の規定に基づく福岡県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の運営については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第二条中「一般会計歳入歳出予算」を「福岡県国民健康保険特別会計歳入歳出予算」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第八十一条の二第四項の規定により市町村から財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）を徴収する場合における基金への積立は、市町村が拠出金を納付する年度において行うものとする。市町村が拠出金を納付する時期までに拠出金の全てが納付されない場合も、同様とする。

第四条中「一般会計歳入歳出予算」を「福岡県国民健康保険特別会計歳入歳出予算」に改める。

第五条中「第一条の目的を達成するため」を「法第八十一条の二第一項第一号に掲げる貸付金の貸付け、同項第二号に掲げる交付金の交付及び同条第二項の規定による取崩しを行う場合に限り」に改める。

第六条を第十三条とし、第五条の次に次の七条を加える。

（償還方法）

**第六条** 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第十四条第一項に規定する貸付けを受けた市町村は、借入総額について、当該借入れを行った年度の翌々年度の初日から当該日の属する年の二年後の年の四月一日の属する年度の末日までに償還を行うものとする。ただし

## 目次

条 例（第一号・第二号）

○福岡県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

（医療保険課）……………一

○福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例

（林業振興課）……………三

## 公布された条例のあらまし

◇福岡県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

（保健医療介護部医療保険課）

1 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、財政安定化基金拠出金に係る規定を設けるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

◇福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例

（農林水産部林業振興課）

1 福岡県森林整備加速化・林業再生基金に基づく事業を終了することに伴い、福岡県森林整備加速化・林業再生基金を廃止することとした。

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

## 条 例

福岡県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

、次条第一項の規定により償還期限が延期された場合又は市町村が第八条に規定する繰上償還を行う場合は、この限りでない。

(償還期限の延期等)

**第七条** 知事は、市町村に対し、災害その他特別の事情により償還に要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であると認めるものについては、貸付けを行った年度の初日の属する年の七年後の年の四月一日の属する年度の末日までの範囲内で貸付金の償還期限を延期することができる。

2 市町村は、償還期限までに償還金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならぬ。

3 前項の規定により延滞金が納付された場合は、基金に編入するものとする。

(繰上償還)

**第八条** 知事は、貸付けを受けた市町村が知事の定める貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

2 貸付けを受けた市町村は、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

(交付の要件及び額)

**第九条** 知事は、法第八十一条の二第九項第二号に規定する基金事業対象保険料収納額が同項第三号に規定する基金事業対象保険料必要額に不足することにつき次に掲げる特別の事情があると認める市町村に対し、算定政令第十七条第二項及び第三項の規定により算定した額を交付するものとする。

- 一 国民健康保険の被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと
- 二 企業の倒産や主要な生産物の価格の著しい低下など地域の産業に特別の事情が生じたこと
- 三 前二号に類する国民健康保険の被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと

(拠出金)

**第十条** 各年度において知事が、法第八十一条の二第四項に基づき市町村から徴収する拠出金の総額については、県内の市町村に対して交付した基金事業交付金の額の総額の三分の一に相当する額とする。

2 前項の拠出金は、当該拠出金に係る交付を受けた市町村が負担するものとする。ただし、当該市町村の国民健康保険の運営に著しく支障が生じると知事が認める場合には、県内全市町村で負担するものとする。

3 前項ただし書の場合において、知事は、あらかじめ、県内の全ての市町村長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、第一項の規定により市町村の拠出金の額を算定した場合には、市町村に対して拠出金の額及び拠出時期その他必要な事項を通知しなければならない。

5 市町村は、拠出時期までに拠出金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならぬ。

6 第七条第三項の規定は、前項の規定により延滞金が納付された場合の処理について準用する。

(拠出金の徴収方法及び徴収期限の延期)

**第十一条** 拠出金の徴収は、当該拠出金に係る交付を行った年度の翌々年度において行うものとする。ただし、同年度において徴収することが困難であると認められる市町村については、徴収期限を延期することができる。

(取崩し相当額の繰入れ方法及び繰入れ期限の延期)

**第十二条** 算定政令第十八条第一項の規定により取り崩した額の繰入れは、その取り崩した総額について、当該取崩しを行った年度の翌々年度の初日から当該日の属する年の二年後の年の四月一日の属する年度の末日までに行うものとする。ただし、災害その他特別の事情により繰入れに要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であることにつきやむを得ない理由があると認められる場合は、当該取崩しを行った年度の初日の属する年の七年後の年の四月一日の属する年度の末日の範囲内で繰入れ期限を延期することができる。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(処分の特例)

2 知事は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、第五条の規

定にかかわらず、法附則第二十五条の規定による資金の交付の財源に充てるため、基金の一部を処分することができる。

福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

福岡県知事 小川 洋

#### 福岡県条例第二号

福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例

福岡県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年福岡県条例第四十二号）は、廃止する。

#### 附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。